

検討課題1. 地方公営企業会計制度の見直し

① 資本制度の見直し

○地方公営企業法の一部改正(第1次一括法による)
 成立:平成23年4月28日 公布:平成23年5月2日 施行:平成24年4月1日

○関係政省令の改正
 政令閣議決定:平成23年8月26日 公布:平成23年8月30日 施行:平成24年4月1日

	利益の処分	資本剰余金の処分	資本金の額の減少
現行	①1/20を下らない金額を減債積立金又は利益積立金として積立 ②残額は議会の議決により処分可	①原則不可 ②補助金等により取得した資産が滅失等した場合は可 ③利益をもって繰越欠損金を補てんしきれなかった場合は可	不可
改正	条例又は議決により可	条例又は議決により可	議決により可

② 会計基準の見直し

○関係政省令の改正
 政令閣議決定:平成24年1月24日 公布:平成24年1月27日 施行:平成24年2月1日
 適用:平成26年度予算及び決算から適用(平成24年度から早期適用も可能)

主な見直しのポイント

- ① 借入資本金の負債計上
 →建設又は改良に充てられた企業債及び他会計長期借入金については、他の借入金と区分。
- ② みなし償却制度の廃止
 →補助金・一般会計負担金等については、「長期前受金」として負債計上し、減価償却見合い分を順次収益化。
- ③ 退職給付引当金の計上義務化(一定期間の経過措置あり)
 →地方公営企業会計負担職員について、引当を義務付け。算定方法は期末要支給額によることができる。
- ④ 減損会計の導入
 →固定資産の帳簿価額が過大となっている場合に、適正な金額まで減額が可能となる。
- ⑤ キャッシュ・フロー計算書の作成義務化
 →現金の収入・支出(資金の変動)に関する情報を得ることが可能となる。